

「優良技能者」について（ご案内）

コンクリート現場試験技能者認定制度（SiTeC）の登録者におかれましては、その知識や技能を日常業務で存分に発揮され、ご活躍のことと存じます。

SiTeC では特に技能に優れた登録者に対して「優良技能者」の称号を付与することとさせていただいています。技能者としてのモチベーションの向上や励みに繋げていただければ幸甚に存じます。

なお、優良技能者についての詳細は以下のとおりです（裏面のフロー図も併せてご参照ください）。

(1) 優良技能者になるための要件（①および②に該当する方）

① 現登録有効期間満了時に登録年数が継続して15年以上の方。

（補足：区分 F から Ft に切り替えた方については F の登録年数を合算します。）

② 「今回の更新試験」、「2年前のサーベイランス」および「4年前の更新試験」の計3回の実技試験でいずれも「減点箇所なし」の方。

(2) 優良技能者になった場合

サーベイランスは免除となり、以降は、4年に1回の更新試験のみの受験で登録を維持できます。

【留意点】

- ・登録維持のための更新試験で減点箇所があった場合は、優良技能者ではなくなります。
- ・優良技能者でなくなると、以降は通常の登録者となり、登録を維持するためには約2年後のサーベイランスを受験する必要があります。
- ・一度優良技能者でなくなっても、期限付き（更新2サイクル（8年後）まで）ではありますが、優良技能者として再度称号が付与される場合があります。具体的には、現登録有効期間満了時に、「当該の更新試験」および「2年前のサーベイランス」の計2回の実技試験でいずれも「減点箇所なし」となった場合が対象となります。

■優良技能者の認定フロー図

